

議 事 の 経 過

1. 開会 戸村総務課長

2. あいさつ 小島総務部長

3. 議題

第1号 委員長の選任について

委員の互選により、三澤委員を委員長に選任した。

第2号 職務代理者の指定について

三澤委員長が楠谷委員を職務代理者に指名した。

第3号 行政不服審査法の全部改正に伴う審査の申出の受付方法の変更について

【説明】事務局が資料に基づき説明(資料番号1・2・3)。

【質疑】

※ 今回の主な改正は審査請求をする人についてのものか。

→ 今回の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴うもので、町長が審査庁となる審査請求については、審理員の審理手続が導入されるなど、審査の制度が大きく変わったが、審査の申出については、審査の制度は変わらず、審査請求期間が延び、様式の記載事項が法定化されるなど、若干、受付方法に変更があった。

※ 制度が変わったことに審査の申出がされるという可能はあるのか。

→ 審査請求期間が延びたので、その分、可能は高まると思われる。

※ 次の評価替えはいつか。

→ 平成30年度です。

※ 今回の改正で、いままで行政不服審査法で扱っていたものも扱うようになったということか。

→ 課税に対する不服は行政不服審査法による審査請求、価格に対する不服は地方税法による審査の申出という仕組みは変わっていない。地方税法で行政不服審査法の規定を準用していることから、行政不服審査法が改正されると地方税法も変わることになる。そのため、今回は、行政不服審査法の改正に伴って変更された受付方法等について報告した。

第4号 固定資産税の動向について

【説明】 税務課がその他資料に基づき説明

【質疑】

※ 都市計画税は、下水道を整備するために集めているといわれているが、最近では、下水道は調整区域にも普及している。目的を達成した都市計画税は必要ないのでは。また、下水道を利用できるが都市計画税を収めていない調整区域の人と市街化区域の人との間で不公平感が生まれるでは。

→ 調整区域には、税制とは別の政策的な面で下水道を整備している。都市計画税は、市街化区域に整っている社会資本、インフラにかかるコストを負担するための税という考え方で、歳入の財源に位置づけられている。

→ 下水道は、起債という借金をしていて、都市計画税は、その返済にも使われており、また、調整区域には、基本的には家を建てられないということで、差別化は図られている。

→ 都市計画税は、下水道だけでなく、都市計画決定したような市街地整備とかにも使われている。

※ 縦覧と閲覧の違いは。

→ 縦覧は、自身の土地家屋の評価と、他の土地家屋の評価と比べることができる。縦覧・閲覧の期間は4月1日から第1期の納期である5月31日まで2カ月間。

※ 家を新築したら固定資産税が5年間無税で、6年目から3分の1を払うという自治体もある。寒川町ではそういうことはしないのか。

→ 町では、そこまでのことはやっていない。企業立地すると固定資産税を減額するという制度はある。また、新築をした人に町で使える商品券を配っている。

※ 調整区域が市街化区域になったら、調整農地はいきなり路線価にならないで徐々に上がっていくと聞いたが。

→ 市街化農地の課税標準額は、路線価で算出した評価額の3分の1であるが、調整農地から市街化農地が変わった場合、いきなり上げず、調整農地の課税標準額から路線価で算出した評価額の3分の1まで50年くらいかけて上げるという負担調整を行う。

4. その他

特になし

5. 閉会